

## 市民参加手続その他市民自治によるまちづくりに向けた主な取組 について (平成 24 年度)

### 1 震災廃棄物の受入れにおける市民参加手続について

東日本大震災により発生した震災廃棄物の処理について、市長は、平成 24 年 5 月に「震災廃棄物の受け入れに関する安全基準に対する考え方」を示し、北海道と調整を図りながら進める旨を表明した。

一部団体からは、震災廃棄物の受入れに反対する要望書、受入れの可否について市民参加条例第 5 条第 6 号に基づく市民参加により決定することを求める陳情等が提出された。

市は、震災廃棄物の受入れについては未曾有の東日本大震災から復旧・復興するための取組であり、大局的な視点から、速やかな決断と意思表示が必要であるとの判断をさせていただいた旨を説明した。その上で、市民生活との関わりや関係団体との協議を含め、市民参加条例上の参加手続により受入れの決定を行うのか、あるいは、条例上の手続とは別の方法により市民理解を求めるとの判断をさせていただいたことを説明し、理解を求めた。

環境省は、平成 24 年 8 月に東日本大震災に係る災害廃棄物の処理工程表を公表した。これにより北海道への広域処理の要請がないことが判明し、市が震災廃棄物を受け入れることはなかった。

### 2 「苫小牧市立はなぞの幼稚園のありかた」における市民参加手続について

市立はなぞの幼稚園の存廃については、「苫小牧市行政改革プラン」において平成 24 年度までに方向性を決定するという考え方が示された。市は、平成 24 年 7 月に「苫小牧市立はなぞの幼稚園のありかた」を公表し、8 月にパブリックコメントと住民説明会を実施した。

「苫小牧市立はなぞの幼稚園のありかた」についての一連の手続については市民参加条例第 5 条の規定による市民参加手続の対象事項ではないが、対象事項に該当しない政策等であっても、その立案等の手続において市民参加手続を実施することが適当であるものについては、市民参加条例の趣旨に鑑み、任意で同様の手続を実施した。この点について、第 7 回苫小牧市議会定例会（平成 24 年 9 月）における一般質問においても議論がなされた。また、第 7 回苫小牧市議会定例会における文教経済委員会での陳情審議も行われたが、「市立はなぞの幼稚園の存廃に対する十分な説明責任を求める陳情」、「苫小牧市立はなぞの幼稚園の存続を求める陳情」については、いずれも不採択となった。

### 3 市民協働ガイドラインの作成について

市民協働ガイドラインについては、市が多様な主体との協働を進めるに当たり、市の内部の指針として、協働についての考え方やその方向性を明らかにするために作成することを予定している。ガイドラインの中では協働事業を具体的に実施する場合の留意点等を整理する予定である。

市民協働ガイドラインについては、平成 25 年度中の策定を目途として、現在は内部で検討中である。

### 4 平成 24 年度まちづくりトーク

「魅力ある地域づくりのために～市と町内会との協働について～」について

「まちづくりトーク」とは、市長と会場を訪れた市民とが、まちづくりをテーマに意見交換を行い、市政運営の参考とするとともに、市政への参加の意識が高まるよう、年 1 回、広聴事業として開催している市長懇談事業である。

平成 24 年度は、苫小牧市町内会連合会との共催により、「市と町内会との協働について」をテーマに、平成 25 年 3 月 26 日、市民会館小ホールで開催した。

### 5 住民投票条例に規定する基本的事項に関する提言書について

住民投票条例の検討については、平成 22 年度に検討を行った「住民投票制度を考える会」において、自治基本条例第 6 条において「別に定める」ところによる住民投票条例としての検討結果について、常設型の住民投票条例が必要であるとの提案を受けている。

平成 24 年 10 月から、苫小牧市住民投票条例市民検討懇話会において、「市政の重要な課題に関する市民の意思を直接確認するための住民投票条例に規定する基本的事項」について、検討が進められた。市民検討懇話会では、常設型の住民投票条例に規定すべき項目に関する事項その他市長が必要と認める事項について検討がなされ、平成 25 年 3 月 28 日に市長への提言書が提出された。

### 6 「市民参加のページ」等の閲覧件数について

市民参加のページ、パブリックコメントページ等へのアクセス数のサンプル調査の結果は、別紙のとおりである。